

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-8923-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	業務車1号の外注整備	加分基LPS-V23119	
		承認	平成25年 3月14日
		作成	平成25年 3月13日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
作成部隊等名	令和 6年 4月25日	第33警戒隊	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	業務車1号
型式	DBA-ZGE25G
一連番号	45-1102
	45-1108

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) G-I検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 非常作業 G-I又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）

品名

業務車1号の外注整備

b) 技術指令書等

J. T. 0. 36A7-63-208-1 J. T. 0. 36A7-63-208-2-1 J. T. 0. 36A7-63-208-2-2 J. T. 0. 36A7-63-208-2-3 J. T. 0. 36A7-63-208-2-4 J. T. 0. 36A7-63-208-4 J. T. 0. 36A7-63-208-12 J. T. 0. 38V2-117-2 J. T. 0. 38V2-117-12	取扱説明書 修理書 A 修理書 B 修理書 C 修理書 D パーツカタログ 修理書 追補版 エンジン修理書 エンジン修理書	業務車1号	DBA-ZGE25G
--	---	-------	------------

2. 役員に関する要求

2.1 整備作業の種類

この仕様書の1. 2 a) ~d) とする。

2.2 作業内容

加分基LP S-V23002の2. 3及びこの仕様書の1. 3 b) による。

2.3 部品・材料

加分基LP S-V23002の2. 4及びこの仕様書の1. 3 b) による。

2.4 機能・性能

この仕様書の1. 3 b) による。

2.5 契約不適合

加分基LP S-V23002の2. 6による。

3. 品質保証

加分基LP S-V23002の3による。

4. 出荷条件

加分基LP S-V23002の4による。

5. その他の指示

加分基LP S-V23002の5による。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
分類番号	2310-428-2708-5	仕様書番号	
品名	業務車1号の外注整備	加分基LPS-V23136	
又は		承認	令和6年 2月28日
件名		作成	令和6年 2月28日
		改正	令和6年 4月25日
		作成部隊等名	第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	業務車1号
型式	3BE-NCP165V
一連番号	45-1141

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）
- b) 技術指令書等

J.T.O.36A7-63-208-94	部品表	
J.T.O.36A7-63-208-152	電子技術マニュアル	業務車1号
J.T.O.36A7-63-208-161	取扱書	3BE-NCP165V

2. 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

この仕様書の1.2 a)～d)とする。

2.2 作業内容

加分基LPS-V23002の2.3及びこの仕様書の1.3 b)による。

2.3 部品・材料

加分基LPS-V23002の2.4及びこの仕様書の1.3 b)による。

2.4 機能・性能

この仕様書の1.3 b)による。

品名	業務車1号の外注整備
----	------------

- 2.5 契約不適合
加分基LPS-V23002の2.6による。
- 3. 品質保証
加分基LPS-V23002の3による。
- 4. 出荷条件
加分基LPS-V23002の4による。
- 5. その他の指示
加分基LPS-V23002の5による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
種類	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-425-0981-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	トラック1/4t4×4 小型業務車I型の外注整備	加分基LPS-V23132	
		承認	平成31年 4月11日
		作成	平成31年 4月 1日
		改正	令和 2年12月16日
			令和 6年 4月25日
		作成部隊等名	第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	トラック1/4t4×4小型業務車I型
型式	KR-HDJ101K
一連番号	45-3715

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）
- b) 技術指令書等

J.T.O. 36A5-21-22	修理書	
J.T.O. 36A5-21-32	修理書	
J.T.O. 36A5-21-42-1	修理書	
J.T.O. 36A5-21-42-2	修理書	
J.T.O. 36A5-21-74	部品表	
J.T.O. 36A5-21-81	取扱説明書	
J.T.O. 38V1-5-1103-12	エンジン修理書	
トラック1/4t 4×4小型業務車I型		KR-HDJ101K

品名	トラック1/4t4×4小型業務車I型の外注整備
----	-------------------------

2. 役務に関する要求
- 2.1 整備作業の種類
この仕様書の1. 2 a) ~d) とする。
- 2.2 作業内容
加分基LPS-V23002の2. 3及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
加分基LPS-V23002の2. 4及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.4 機能・性能
この仕様書の1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
加分基LPS-V23002の2. 6による。
3. 品質保証
加分基LPS-V23002の3による。
4. 出荷条件
加分基LPS-V23002の4による。
5. その他の指示
加分基LPS-V23002の5による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
種類	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-286-2395-5	仕様書番号	
品名 又は 品名 件	1. 1/2tトラックの外注整備	加分基LPSS-V23112	
		承認	平成24年 3月13日
		作成	平成24年 3月 9日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
		令和 6年 4月25日	作成部隊等名 第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	1. 1/2tトラック
型式	XCD30-TFPDY
一連番号	46-1171

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPSS-V23002の1. 2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPSS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）
- b) 技術指令書等

J.T.O.36A12-5-302-22	部品表付操作指令	XCDC30-TFPDY
J.T.O.36A12-5-302-51	操作及び整備指令	1. 1/2tトラック

品

名

1. 1/2 tトランクの外注整備

2. 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

この仕様書の1. 2 a) ~d) とする。

2.2 作業内容

加分基L P S - V 2 3 0 0 2の2. 3 及びこの仕様書の1. 3 b) による。

2.3 部品・材料

加分基L P S - V 2 3 0 0 2の2. 4 及びこの仕様書の1. 3 b) による。

2.4 機能・性能

この仕様書の1. 3 b) による。

2.5 契約不適合

加分基L P S - V 2 3 0 0 2の2. 6 による。

3. 品質保証

加分基L P S - V 2 3 0 0 2の3 による。

4. 出荷条件

加分基L P S - V 2 3 0 0 2の4 による。

5. その他の指示

加分基L P S - V 2 3 0 0 2の5 による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
種類	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-3326-5	仕様書番号	
品名又は品件	業務車3号の外注整備	加分基LPS-V23120	
		承認	平成25年 3月14日
		作成	平成25年 3月13日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
	令和 6年 4月25日		作成部隊等名 第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	業務車3号
型式	DBA-GJ7
一連番号	秋田300ほ7690

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23001の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GJ検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- b) GN検査整備 外注による24か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GJ又はGN検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23001現地外注整備共通仕様書 (車両法適用市販型車両)
- b) 技術指令書等

J. T. O. 36A7-64-203-4	電子パーツカタログ	
J. T. O. 36A7-64-203-11	取扱説明書	業務車3号 DBA-GJ7
J. T. O. 36A7-64-203-12	サービスマニュアル	

2. 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

この仕様書の1.2 a) ~d) とする。

品 名

業務車 3号の外注整備

- 2.2 作業内容
加分基LPS-V23001の2. 3及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
加分基LPS-V23001の2. 4及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.4 機能・性能
この仕様書の1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
加分基LPS-V23001の2. 6による。
- 3. 品質保証
加分基LPS-V23001の3による。
- 4. 出荷条件
加分基LPS-V23001の4による。
- 5. その他の指示
加分基LPS-V23001の5による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-426-3782-5	仕様書番号	
品名又は品件	トラック2. 1/2t4×4カーゴの外注整備	加分基LPS-V23121	
		承認	平成26年 3月14日
		作成	平成26年 3月 7日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
	令和 6年 4月25日	作成部隊等名	第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	トラック2. 1/2t4×4カーゴ
型式	QKG-FTS34S2
一連番号	46-6497

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1. 2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）
- b) 技術指令書等

J. T. O. 36A12-10-102-2-1	サスペンション修理書	トラック2. 1/2t 4×4カーゴ
J. T. O. 36A12-10-102-2-2	ブレーキ修理書	
J. T. O. 36Y10-309-212	トランスミッション修理書	
J. T. O. 36Y10-309-221	取扱説明書	
J. T. O. 36Y10-309-231	取扱説明書（防衛省向）	
J. T. O. 36Y10-309-244	部品表	
J. T. O. 38VI-149-122	エンジン修理書	

品名

トラック 2. 1 / 2 t 4 × 4 カーゴの外注整備

2. 役務に関する要求
- 2.1 整備作業の種類
この仕様書の 1. 2 a) ~d) とする。
- 2.2 作業内容
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 3 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 4 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.4 機能・性能
この仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 6 による。
3. 品質保証
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 3 による。
4. 出荷条件
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 4 による。
5. その他の指示
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 5 による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
種類	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-425-0962-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	トラック2.1/2t4×4カゴ (2tクレーン付)の外注整備	加分基LPS-V23116	
		承認	平成23年 3月13日
		作成	平成23年 3月 9日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
		令和 6年 4月25日	作成部隊等名 第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	トラック2.1/2t4×4カゴ (2tクレーン付)
型式	PDG-FTS34S2
一連番号	46-9566

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書 (車両法適用除外市販型車両)

トラック 2. 1 / 2 t 4 × 4 カーゴ (2 t クレーン付) の外注整備

品 名

b) 技術指令書等

<p>J. T. O. 36A12-10-101-2-1 J. T. O. 36A12-10-101-2-2 J. T. O. 36A12-10-101-2-3 J. T. O. 36A12-23-24-2 J. T. O. 36A12-23-24-4 J. T. O. 36M1-3-104-21 J. T. O. 36M1-3-104-22 J. T. O. 36M1-3-104-24 J. T. O. 36Y10-309-161 J. T. O. 38V1-149-82 J. T. O. 38V1-149-92</p>	<p>修理書(サスペンション) 修理書(ブレーキ) 修理書(クランプ) 修理書(M/T) 部品表 取扱説明書(クレーン) 修理書(クレーン) 部品表(クレーン) 取扱説明書 E/G制御システム修理書 エンジン修理書</p>	<p>トラック 2. 1 / 2 t 4 × 4 カーゴ (2 t クレーン付)</p>	<p>PDG- FTS34S2</p>
--	---	--	--

2. 役務に関する要求

- 2.1 整備作業の種類
 この仕様書の 1. 2 a) ~d) とする。
- 2.2 作業内容
 加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 3 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
- 2.4 加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 4 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。
 機能・性能
 この仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
3. 品質保証
 加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 6 による。
4. 出荷条件
 加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 3 による。
5. その他の指示
 加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 4 による。
 加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 5 による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	2320-427-4961-5	仕様書番号
品名 又は 件名	加分基LPS-V23117	
	承認	
	平成24年 3月13日	
	作成	
	平成24年 3月 9日	
改正		平成27年 3月16日
令和 2年12月16日		第33警戒隊
作成部隊等名		

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	トラック4×4ダンプ
型式	PKG-FSS90S2
一連番号	47-2389

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1. 2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）

トラック 4×4 ダンプの外注整備

b) 技術指令書等

J.T.O. 36A12-10-101-2-1	修理書(スバルエンジン)	トラック 4×4 ダンプ	PKG-FSS90S2
J.T.O. 36A12-10-101-2-2	修理書(ブレーキ)		
J.T.O. 36A12-10-101-2-3	修理書(クラッチ)		
J.T.O. 36A12-23-24-2	修理書(M/T)		
J.T.O. 36A12-65-12	修理書(リヤダンプ)		
J.T.O. 36A12-65-14	部品表(リヤダンプ)		
J.T.O. 36A12-65-21	取扱説明書(ダンプ)		
J.T.O. 36Y10-309-161	取扱説明書		
J.T.O. 38VI-149-4	部品表		
J.T.O. 38VI-149-62	E/G制御システム修理書		
J.T.O. 38VI-149-72	エンジン修理書		

2. 役務に関する要求

- 2.1 整備作業の種類
この仕様書の 1. 2 a) ~d) とする。
- 2.2 作業内容
加分基 LPS-V23002 の 2. 3 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
- 2.4 加分基 LPS-V23002 の 2. 4 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.5 機能・性能
この仕様書の 1. 3 b) による。
- 2.6 かし担保期限
3. 加分基 LPS-V23002 の 2. 6 による。
品質保証
4. 加分基 LPS-V23002 の 3 による。
出荷条件
5. 加分基 LPS-V23002 の 4 による。
その他の指示
5. 加分基 LPS-V23002 の 5 による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-6529-5	仕様書番号	
品名又は品件	トラック1/4t4×4 小型業務車IV型の外注整備	加分基LPS-V23111	
		承認	平成24年 3月13日
		作成	平成24年 3月 9日
		改正	平成31年 4月 1日
			令和 2年12月16日
	令和 6年 4月25日		
		作成部隊等名	第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	トラック1/4t4×4小型業務車IV型
型式	DBA-NT31
一連番号	45-3912

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）
- b) 技術指令書等

J.T.O.36A5-25-21 J.T.O.36A5-25-22 J.T.O.36A12-5-404-34 J.T.O.36A12-5-404-44	取扱説明書 修理部品表	トラック1/4t4×4 小型業務車IV型
		DBA-NT31

品 名

トラック1/4t4×4小型業務車IV型の外注整備

2. 役務に関する要求
- 2.1 整備作業の種類
この仕様書の1. 2 a) ~d) とする。
- 2.2 作業内容
加分基LPS-V23002の2. 3及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
加分基LPS-V23002の2. 4及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.4 機能・性能
この仕様書の1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
加分基LPS-V23002の2. 6による。
3. 品質保証
加分基LPS-V23002の3による。
4. 出荷条件
加分基LPS-V23002の4による。
5. その他の指示
加分基LPS-V23002の5による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-424-9098-5	仕様書番号	
品名又は品件	給食運搬車2号の外注整備	加分基LPS-V23115	
		承認	平成24年 3月13日
		作成	平成24年 3月 9日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
令和 6年 4月25日			
	作成部隊等名	第33警戒隊	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	給食運搬車2号
型式	ADF-VWME25
一連番号	46-2344

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書 (車両法適用除外市販型車両)
- b) 技術指令書等

J.T.O.36A12-5-404-2	修理書	ADF-VWME25
J.T.O.36A12-5-404-21	取扱説明書	
J.T.O.36A12-5-404-34	部品表	
J.T.O.36A12-5-404-44	部品表	

品 名

給食運搬車2号の外注整備

- 2. 役務に関する要求
- 2.1 整備作業の種類
この仕様書の1. 2 a) ~d) とする。
- 2.2 作業内容
加分基LP S-V23002の2. 3及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
加分基LP S-V23002の2. 4及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.4 機能・性能
この仕様書の1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
加分基LP S-V23002の2. 6による。
- 3. 品質保証
加分基LP S-V23002の3による。
- 4. 出荷条件
加分基LP S-V23002の4による。
- 5. その他の指示
加分基LP S-V23002の5による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
種類	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-2869-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	サイト用人員輸送車の外注整備	加分基LPS-V23109	
		承認	平成24年 3月13日
		作成	平成24年 3月 9日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
		令和 6年 4月25日	
		作成部隊等名 第33警戒隊	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	サイト用人員輸送車
型式	PA-BG64DG
一連番号	48-0138

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1.2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書（車両法適用除外市販型車両）
- b) 技術指令書等

J. T. O. 36A3-50-91	操作及び整備指令	
J. T. O. 36A3-50-101	操作指令	
J. T. O. 36A3-50-134	部品表	
J. T. O. 36A3-50-152	整備指令	
	サイト用人員輸送車	PA-BG64DG

品名

サイト用人員輸送車の外注整備

2. 役務に関する要求
- 2.1 整備作業の種類
この仕様書の1. 2 a) ～d) とする。
- 2.2 作業内容
加分基LPS-V23002の2. 3及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.3 部品・材料
加分基LPS-V23002の2. 4及びこの仕様書の1. 3 b) による。
- 2.4 機能・性能
この仕様書の1. 3 b) による。
- 2.5 契約不適合
加分基LPS-V23002の2. 6による。
3. 品質保証
加分基LPS-V23002の3による。
4. 出荷条件
加分基LPS-V23002の4による。
その他の指示
5. 加分基LPS-V23002の5による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-2869-5	仕様書番号	
品名 又は 品名	サイト用人員輸送車の外注整備	加分基LPS-V23110	
		承認	平成24年 3月13日
		作成	平成24年 3月 9日
		改正	平成27年 3月16日
			令和 2年12月16日
	令和 6年 4月25日	作成部隊等名	第33警戒隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、次に示す装備品等の外注整備に適用する。

品名	サイト用人員輸送車
型式	PDG-BG64DG
一連番号	48-0184
	48-0185
	48-0186

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、加分基LPS-V23002の1. 2によるほか、次によるものとする。

- a) GI検査整備 外注による6か月ごとに行う点検整備
- b) GM検査整備 外注による12か月ごとに行う点検整備
- c) 車検関連作業 外注による保安基準確認検査
- d) 附帯作業 GI又はGM検査整備の際に行う附加作業

1.3 関連文書

この仕様書に使用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 仕様書 加分基LPS-V23002現地外注整備共通仕様書 (車両法適用除外市販型車両)
- b) 技術指令書等

J.T.O. 36A3-50-121 J.T.O. 36A3-50-141 J.T.O. 36A3-50-154 J.T.O. 36A12-5-718-12	取扱説明書 取扱説明書 部品表 整備解説書	サイト用人員輸送車 PDG-BG64DG
---	--------------------------------	-------------------------

品名	サイト用人員輸送車の外注整備
2. 役務に関する要求	
2.1 整備作業の種類	
この仕様書の1. 2 a) ～d) とする。	
2.2 作業内容	
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 3 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。	
2.3 部品・材料	
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 4 及びこの仕様書の 1. 3 b) による。	
2.4 機能・性能	
この仕様書の 1. 3 b) による。	
2.5 契約不適合	
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 2. 6 による。	
3. 品質保証	
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 3 による。	
4. 出荷条件	
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 4 による。	
5. その他の指示	
加分基 L P S - V 2 3 0 0 2 の 5 による。	

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	共通仕様書		
物品番号	仕様書番号			
品名 又は 品名	加分基LPS-V23001			
	承認	16年 3月16日		
	作成	16年 3月12日		
	改正			29年 4月18日
				30年 3月 9日
				令和5年2月28日
			令和6年4月25日	
作成部隊等名		加茂分屯基地		

現地外注共通仕様書
(道路運送車両法適用市販型車両)

品 名	現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
1. 総則	<p>1. 1 適用範囲</p> <p>a) この仕様書は、加茂分屯基地が行う道路運送車両法適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手が実施する共通事項について規定する。</p> <p>b) この仕様書の内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。</p> <p>1. 2 用語の定義 この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。</p> <p>1. 2. 1 参考文書 当該仕様書に規定した事実を更に理解させるために参考となる文書及び図面をいう。</p> <p>a) 個別T O等</p> <p>1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O）</p> <p>2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備の目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備の基準となるもの。）</p> <p>1. 2. 2 車両等 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表にす車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。</p> <p>1. 2. 3 修理不能</p> <p>a) 個別仕様書に規定された修理限度を越える場合</p> <p>b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合</p> <p>c) 特に官側が規定した場合</p> <p>1. 2. 4 監督 契約の厳正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。</p> <p>1. 2. 5 検査 調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格または不合格の判定を行うことをいう。</p> <p>1. 3 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>1. 3. 1 引用文書</p> <p>a) 法令等</p> <p>1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</p> <p>2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</p> <p>3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</p> <p>4) 道路運送車両法施工規則（昭和26年運輸省令第74号）</p> <p>5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</p> <p>6) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）</p> <p>7) 自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）</p> <p>8) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）</p> <p>b) 技術指令書</p> <p>1) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）</p> <p>2) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）</p> <p>3) 車両の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）</p> <p>4) 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）</p> <p>5) 個別T O等</p>

品 名	現地外注共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)
1. 3. 2 参考文書	<ul style="list-style-type: none"> a) 法令等 <ul style="list-style-type: none"> 1) 防衛省の管理に属する物品の無償貸付譲与等に関する総理府令 (昭和33年総理府令第1号) 2) 航空自衛隊調達規則 (JAFRI24) b) 技術指令書 <ul style="list-style-type: none"> 1) 航空自衛隊技術指令書制度 (J. T. O. 00-5-1) 2) 航空装備品等の包装 (J. T. O. 00-85-3) c) その他 航空自衛隊装備品等整備規則 (昭和46年航空自衛隊達第10号)
2. 役割に関する要求	<p>2. 1 一般 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両の特性、状態を考慮して整備資源及び整備工数等を経済的かつ効果的に使用して作業を実施しなければならない。</p>
2. 2 整備作業の種類 契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものうちから個別仕様書で指定する。	<p>2. 2. 1 法定点検 法定点検は、この仕様書の1. 3. 1項のa) によるものとする。法定検査の結果、保安基準に適合しない状態(おそれのある場合を含む。)にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後、分解検査、修理等の順に作業を実施するものとする。</p>
2. 2. 2 その他の整備 その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。	<p>2. 2. 3 作業内容 この仕様書の2. 2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。</p>
2. 3. 1 法定点検	<p>a) 法定点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた法定点検整備記録簿等に記録するものとする。</p> <p>b) 法定点検に先立ち付属品・予備品を車両等に備え付けられている車曆簿の付属品・工具員数表により、員数を確認するものとする。</p>
2. 3. 2 分解検査 分解検査は、法定点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理の方法及び交換を要する構成品・部品・材料(以下部品等という。)を判定する。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な精浄度を保持するのに必要な処置を行う。	<p>2. 3. 3 修理等 修理等は、この仕様書の2. 3. 2項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するように修復するため、次の作業を行う。</p> <p>a) 交換 交換はこの仕様書の2. 3. 2項で交換を要すると判定された部品等を2. 4項により交換する。交換した部品は次の書類に記録する。</p>
1) 官給品の場合 2) 会社準備品の場合	<p>1) 官給品の場合 : 官給品使用明細書 (様式第1-1及び1-2)</p> <p>2) 会社準備品の場合 : 材料使用明細書 (様式第2-1及び2-2) 又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類</p>
b) 加工 加工は、修理のため修理の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。	

品名	現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
	<p>c) 組立・調整 組立・調整は、この仕様書の2. 3. 2項で使用可能品と判定されたもの又は、2. 3. 3項 a) 及び b) により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるために適正な手順、方法により組立必要に応じ各部位を調整する。</p> <p>d) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。</p>
2. 3. 4	塗装等
a)	塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、J. T. O. 36-1-1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は契約担当官等の指示を得て実施する。なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回上塗り2回以上とする。
b)	塗色はJ. T. O. 36-1-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。
2. 3. 5	作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。
a)	車両等を修復するため仕様書で規定した整備作業が必要な場合
b)	当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合、ただし1. 2. 3項 b) に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（様式第3-1）作成し契約担当官に報告するものとする。
2. 4	部品・材料
a)	整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
b)	部品・材料は原則として製造会社の純正部品及びこれと互換性があると製造会社が認めた部品
c)	整備作業において修理不納品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一範囲とする。
2. 5	機能・性能 車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならぬ。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。
2. 6	契約不適合 契約不適合の期間は整備完成品の納入日の翌日から起算し、1年とする。
2. 6. 1	対象品
a)	整備契約装備品等
b)	前 a) の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目
1)	修復製品目
2)	非修復製品目のうち概ね単価10万以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度が大なるもの
3)	特に官側から示された品目
3.	品質保証
3. 1	品質保証資料 契約相手方は、この仕様書の2. 3項及び2. 5項により作成した結果を品質保証資料として、これらの写しを契約完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保存し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。
3. 2	監督・検査 監督・検査は契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。
4	出荷条件
4. 1	製品の包装 整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のため必要とするものは、部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

品名	現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
<p>4. 2 包装の表示 整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては、包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。</p> <p>a) 航空自衛隊標識マーク b) 品名及び型式 c) 物品番号 e) 製造番号 f) 調達要求番号 g) 契約番号 h) 数量 i) 納入業者 j) 納入年月日</p>	
5. その他の指示	
5. 1 提出書類 契約相手方は次の書類を提出しなければならない。	
a) 官給部品使用明細書（様式第1-1及び1-2）	
b) 材料使用明細書（様式第2-1及び2-2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類	
c) 修理不能品（見込）報告書（様式第3-1）	
d) その他契約担当官の指示するもの。	
5. 2 官給品 官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定するものとする。官給品は原則として官給を受けなければならない。	
5. 3 附属品・予備品 附属品・予備品の整備は、個別仕様書で規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。	
5. 4 計測器・試験装置 車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。	
5. 5 安全管理 契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高压ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやしい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準も含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。	
5. 6 補給手続 次に示す補給上の手続きについては契約担当官の指示による。	
a) 車両の受け渡し	
b) 官給品の請求手続き等	
c) 交換した旧部品の返納処置	
5. 7 契約相手方の技術協力 契約相手方は官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。	
a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討	
b) 技術的事項に関する資料等の提出又は指示	
5. 8 車両の搬出・搬入 搬出及び搬入は原則として官側が実施するものとする。	
5. 9 仕様書の疑義 本仕様書について、疑義を生じた場合は契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。	

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	加分基LPS-V23002	
	承認	16年 3月16日
	作成	16年 3月12日
	改正	29年 4月18日
		30年 3月 9日
		令和5年2月28日
	令和6年4月25日	
	作成部隊等名	加茂分屯基地

現地外注共通仕様書
(道路運送車両法適用除外市販型車両)

品名	現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
<p>1. 総則</p> <p>1. 1 適用範囲</p> <p>a) この仕様書は、加茂分屯基地が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。</p> <p>b) この仕様書の内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。</p> <p>1. 2 用語の定義 この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。</p> <p>1. 2. 1 参考文書 当該仕様書に規定した事実を更に理解させるために参考となる文書及び図面をいう。</p> <p>a) 個別T O等</p> <p>1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O）</p> <p>2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備の目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備の基準となるもの。）</p> <p>1. 2. 2 車両等 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表にす車両及びその構成部品、部品、付属品及び予備品をいう。</p> <p>1. 2. 3 修理不能</p> <p>a) 個別仕様書に規定された修理限度を越える場合</p> <p>b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合</p> <p>c) 特に官側が規定した場合</p> <p>1. 2. 4 監督 契約の厳正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。</p> <p>1. 2. 5 検査 調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格または不合格の判定を行うことをいう。</p> <p>1. 3 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>1. 3. 1 引用文書</p> <p>a) 法令等</p> <p>1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</p> <p>2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</p> <p>3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</p> <p>4) 道路運送車両の保安規則（昭和26年運輸省令第74号）</p> <p>5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</p> <p>6) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）</p> <p>7) 自動車点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）</p> <p>8) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）</p> <p>b) 技術指令書</p> <p>1) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）</p> <p>2) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）</p> <p>3) 航空自衛隊の車両及び器材等に関する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）</p> <p>4) 車両の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）</p> <p>5) 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）</p> <p>6) 個別T O等</p>	

品名	現地外注共通仕様書 (道路運送車両法適用除外市販型車両)
c) 規格	JIS Z 9903 品質システムー最終検査・試験における品質保証
e) その他	航空自衛隊技術変更提案規則 (昭和46年航空自衛隊達第32号)
1. 3. 2	参考文献
a) 法令等	1) 防衛省の管理に属する物品の無償貸付譲与等に関する総理府令 (昭和33年総理府令第1号) 2) 航空自衛隊調達規則 (JAFR124)
b) 技術指令書	1) 航空自衛隊技術指令書制度 (J. T. O. 00-5-1) 2) 航空装備品等の包装 (J. T. O. 00-85-3)
c) 規格	1) JIS Z 9901 品質システムー設計、開発、製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証システム
e) 仕様書	2) JIS Z 9902 品質システムー製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル
DSP Z 9001	品質保証共通仕様書
DSP Z 9002	品質管理共通仕様書
DSP Z 9005	品質保証共通仕様書
DSP Z 9006	品質管理共通仕様書
C&LPS-Y00007	調達品等一般共通仕様書
f) その他	航空自衛隊装備品等整備規則 (昭和46年航空自衛隊達第10号)
2. 2	2. 1 職務に関する要求
2. 1	一般 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両の特性、状態を考慮して整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。
2. 2	整備作業の種類 契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものうちから個別仕様書で指定する。
2. 2. 1	定期検査 定期点検は、この仕様書の1. 3. 1項のb)のJ. T. O. 00-10-19に定めるI検査又はM検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準 (以下、保安基準という。) に適合しない状態 (おそれのある場合を含む。) にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後、分解検査、修理等の順に作業を実施するものとする。
2. 2. 2	その他の整備 その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。
2. 3	作業内容 この仕様書の2. 2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。
2. 3. 1	定期検査
a) 定期検査	この仕様書の1. 3. 1項のb)のJ. T. O. 00-10-9に定めるI検査又は、M検査についてJ. T. O. 36-1-6及び別紙 (一般車両検査手順) の手順に従い、個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を官側が用意する作業用紙に記載するものとする。
b) 定期検査	先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車曆簿の附属品・工具員数表により、員数を確認するものとする。
c) I検査及びM検査	I検査項目は別紙 (一般車両検査手順) のとおり。
2. 3. 2	分解検査 分解検査は、定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な

品名

現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）

単位に分解する。また分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理の方法及び交換を要する構成部品・部品・材料（以下部品等という。）を判定する。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な精浄度を保持するのに必要な処置を行う。

2. 3. 3 修理等 修理等は、この仕様書の2. 3. 2項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するように修復するため、次の作業を行う。

a) 交換 交換はこの仕様書の2. 3. 2項で交換を要すると判定された部品等を2. 4項により交換する。交換した部品は次の書類に記録する。

1) 官給品の場合：官給品使用明細書（様式第1-1及び1-2）

2) 会社準備品の場合：材料使用明細書（様式第2-1及び2-2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

b) 加工 加工は、修理のため要修理の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

c) 組立・調整 組立・調整は、この仕様書の2. 3. 2項で使用可能品と判定されたもの又は、2. 3. 3項a) 及びb) により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるために適正な手順、方法により組立・調整に際し各部位を調整する。

d) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2. 3. 4 塗装等

a) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合は除き、J. T. O. 36-1 1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は契約担当官等の指示を得て実施する。なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回上塗り2回以上とする。

b) 塗色はJ. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2. 3. 5 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

a) 車両等を修復するため仕様書で規定した整備作業が必要な場合

b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合、ただし1. 2. 3項b) に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（様式第3-1）作成し契約担当官に報告するものとする。

2. 4 部品・材料

a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。

b) 部品・材料は原則として製造会社の純正部品及びこれと互換性があると製造会社が認めた部品

c) 整備作業において修理不納品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一範囲とする。

2. 5 機能・性能 車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならぬ。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

2. 6 契約不適合 契約不適合期間は整備完成品の納入日の翌日から起算し、1年とする。

2. 6. 1 対象品

a) 整備契約装備品等

b) 前a) の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目

1) 修復製品目

2) 非修復製品目のうち概ね単価10万以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度が大なるものについて官側が選定した品目

3) 特に官側から示された品目

品 名	現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
3. 品質保証	<p>3. 1 品質保証資料 契約相手方は、この仕様書の2. 3項及び2. 5項により作成した結果を品質保証資料として、これらの写しを契約完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保存し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。</p> <p>3. 2 監督・検査 監督・検査は契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。</p> <p>4 出荷条件</p> <p>4. 1 製品の包装 整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のため必要とするものは、部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。</p> <p>4. 2 包装の表示 整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては、包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することが出でる。</p> <p>a) 航空自衛隊標識マーク</p> <p>b) 品名及び型式</p> <p>c) 物品番号</p> <p>e) 製造番号</p> <p>f) 調達要求番号</p> <p>g) 契約番号</p> <p>h) 数量</p> <p>i) 納入業者</p> <p>j) 納入年月日</p> <p>5. その他の指示</p> <p>5. 1 提出書類 契約相手方は次の書類を提出しなければならない。</p> <p>a) 官給部品使用明細書（様式第1-1及び1-2）</p> <p>b) 材料使用明細書（様式第2-1及び2-2）又は使用材料を明確にする契約相手方の定めた書類</p> <p>c) 修理不能品（見込）報告書（様式第3-1）</p> <p>d) その他契約担当官の指示するもの。</p> <p>5. 2 官給品 官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定するものとする。官給品は原則として官給を受けなければならない。</p> <p>5. 3 附属品・予備品 附属品・予備品の整備は、個別仕様書で規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。</p> <p>5. 4 計測器・試験装置 車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。</p> <p>5. 5 安全管理 契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやしい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準も含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。</p> <p>5. 6 補給手続 次に示す補給上の手続きについては契約担当官の指示による。</p> <p>a) 車両の受け渡し</p> <p>b) 官給品の請求手続き等</p>

品名	現地外注共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
<p>c) 交換した旧部品の返納処置</p> <p>5. 7 契約相手方の技術協力 契約相手方は官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。</p> <p>a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討</p> <p>b) 技術的事項に関する資料等の提出又は指示</p> <p>5. 8 車両の搬出・搬入 搬出及び搬入は原則として官側が実施するものとする。</p> <p>5. 9 仕様書の疑義 本仕様書について、疑義を生じた場合は契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。</p>	